

## 宜野湾市ひとり親家庭等応援企業制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親等の雇用に理解のある企業を市で登録し、社会的に評価される仕組みをつくるとともに企業の自主的な活動を促し、もって市内のひとり親等の生活向上に資することを目的とする。

### (登録申請及び登録要件)

第2条 前条に規定する登録を受けようとする企業は、次の各号に規定する企業の登録要件を満たすことを誓約し、宜野湾市ひとり親家庭等応援企業登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 宜野湾市内又は宜野湾市の近隣市町村内（沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、西原町、浦添市又は那覇市）に就業の場所があり、労働者を雇用して事業活動を行う法人（国、地方公共団体及び公企業を除く。）又は個人事業者であること。
- (2) 別記に規定するひとり親等の生活状況等に配慮した求人（前号に定める地域内を就業の場所とするものに限る。）を原則6か月以内に予定しており、「タイミー（株式会社タイミー）」又は「job create（沖縄セルラーみらいクリエイト株式会社）」のいずれかにより求人を行うこと。
- (3) 労働・社会保険諸法令を遵守すること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業（同条第1項第4号及び第5号を除く。）その他適切でないと判断される営業でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当せず、また、将来においても該当することはないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はそ

の者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(6) その他本登録制度の趣旨に適合していること。

(登録)

第3条 市長は、前条の登録要件を満たすことを誓約し登録申請をする企業を、宜野湾市ひとり親家庭等応援企業として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により企業を登録したときは、当該登録の申請者に、宜野湾市ひとり親家庭等応援企業登録書（様式第2号）を通知し、企業名を公表する。

(登録の辞退)

第4条 登録を受けた企業は、第2条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、宜野湾市ひとり親家庭等応援企業登録辞退届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第5条 市長は、登録企業が、第2条の登録要件を満たさないことが明らかになったとき、過去2年以内にひとり親等の生活状況等に配慮した求人を行わなかったとき、法令に違反したとき、その他登録企業として適当でなくなったと認めるときは、宜野湾市ひとり親家庭等応援企業登録取消通知書（様式第4号）により、当該企業の登録を取り消すことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記（第2条関係）

ひとり親等の生活状況等に配慮した求人の例は、次の各号のとおりとする。

- （1） 多くのひとり親等が働きやすいと感じている時間帯（午前10時から午後4時）を含む求人
- （2） 未経験者歓迎の求人
- （3） タイミー（株式会社タイミー）での求人の場合、直前キャンセル等に関する募集要件（「直前キャンセル率〇%未満の方」等）を設けない求人

- (4) job create (沖縄セルラーみらいクリエイト株式会社) での有期労働契約 (期間の定めのある労働契約) に係る求人については、更新又は無期雇用 (期間の定めのない労働契約) への転換の可能性がある求人